

次期産業プラン策定方針

1 次期産業プラン策定の趣旨

すべての県民が豊かで安定した生活を実現していくためには、本県の経済が持続的に成長することが重要であることから、県では、平成 28(2016)年 3 月に「とちぎ産業成長戦略」を策定し、「価値を創造し、躍進する“とちぎの産業”」を将来像に掲げ、本県産業の振興に取り組んできた。

この間、人口減少・少子高齢化の更なる進行や、グローバル化の進展、技術革新による Society5.0 実現に向けた潮流、環境・エネルギーに関する社会変革や自然災害への対応など、本県の産業を取り巻く環境は大きく変化している。

「とちぎ産業成長戦略」は、令和 2(2020)年度をもってその計画期間が終了することから、引き続き本県産業の振興を図り、県内経済の持続的な発展を実現するため、本県産業の目指すべき方向とその実現のための基本施策を示す次期産業プラン（以下「プラン」という。）を策定するものである。

2 プランの位置付け

本県の産業分野における目指すべき将来像や今後の具体的施策展開の方向性を示すものであり、本県の産業振興施策の基本指針となるものである。

3 計画期間

プランは、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 ヶ年間の計画とする。

4 プランの内容

プランに記載する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会経済情勢や本県を取り巻く環境の変化
- (2) 本県産業の特徴と課題
- (3) 本県産業が目指すべき姿とその実現に向けた施策展開の基本的方向
- (4) 計画期間において実施すべき具体的な取組

5 プランの策定に係る基本的事項

プランの策定に当たっては、産業界をはじめ広く県民から意見・提言を求めるとともに、策定事務が円滑かつ効率的に行われるよう、次の措置を講じる。

(1) 栃木県中小企業振興審議会

4 に掲げる事項等について、意見や提言を求め、これらをプランに反映するため、栃木県中小企業振興審議会に対して諮問を行う。

また、諮問についての調査審議を行うため、栃木県中小企業振興審議会規則第 6 条に定める部会として「プラン検討部会」を設置する。

(2) 関係業界、市町村等との連携

県内企業等のヒアリングを実施するとともに、市町村等から意見の聴取を行う。

(3) 県民からの意見・提言の聴取

県ホームページにより、審議会の審議経過を公開するとともに、パブリックコメントを活用し広く県民から意見や提言の聴取を行う。

(4) 部内検討体制の整備

プランの策定事務を円滑に進めるため、部内の検討体制を次のとおり整える。

- ① プランの策定に当たり、課題等について調査研究するため、「次期産業プラン策定部内プロジェクトチーム」を設置する。
- ② プランに関する総合的な企画・調整は部内課長会議において行う。
- ③ プランの策定事務局は、産業政策課産業戦略推進室（産業戦略チーム）に置く。

6 プラン策定の日程

プランは、令和2(2020)年度末を目途に策定することとし、その主要な日程は概ね次のとおりとする。

- 令和2年3月 栃木県中小企業振興審議会へ諮問
- 7月 栃木県中小企業振興審議会においてプラン骨子案検討
- 11月 栃木県中小企業振興審議会においてプラン案検討
- 12月 プラン案のパブリックコメントの実施
- 令和3年2月 栃木県中小企業振興審議会から答申
- 3月 プランの決定及び公表

次期産業プラン策定スケジュール

日 程		審議会・検討部会	備 考
令和2年	3月中旬	○第1回中小企業振興審議会 (部会 1回程度)	
	7月下旬	○第2回中小企業振興審議会 ・プラン骨子案の検討 (部会 1回程度)	
	11月下旬	○第3回中小企業振興審議 ・プラン案の検討	
	12月上旬		○プラン案公表 (パブリックコメント実施)
令和3年	2月上旬	○第4回中小企業振興審議会 ・最終答申取りまとめ ○知事に対する答申	
	3月		○プランの決定・公表